

令和 6 年 3 月 18 日

環境大臣 伊藤 信太郎 様

日本野鳥の会もりおか
代 表 佐賀 耕太郎

日本野鳥の会宮古支部
支部長 関川 實

日本野鳥の会北上支部
支部長 佐々木 仁

公益財団法人日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一
(各団体公印省略)

**岩手県の「盛岡築川風力発電事業」予定区域及びその周辺における
希少猛禽類や渡り鳥の生息環境の保全と累積的環境影響の回避・低減に関する要望書**

日頃より日本野鳥の会の自然保護活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、岩手県の盛岡市と宮古市にまたがる地域において計画されている「盛岡築川風力発電事業（以下、対象事業という。）」について、日本野鳥の会は、風力発電施設の建設予定地やその周辺地域（以下、当該地域という。）に生息する希少猛禽類や希少な渡り鳥の生息環境保全の観点から下記の通りに要望いたしますので、当該地域の豊かな自然環境の保全のため、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

1. 要望内容

岩手県の北上高地は豊かな自然を有しており、多くの貴重な鳥類の繁殖地や越冬地となっています。具体的にはイヌワシ・クマタカなどの希少猛禽類の生息地であり、ガン・カモ類やハクチョウ類の春と秋の主要な渡りルートにもなっており、希少鳥類であるオオジシギの繁殖地でもあります。このたび 2023 年 9 月 26 日付で株式会社タカ・クリエイトにより「盛岡築川風力発電事業環境

影響方法書」が公表されましたが、これが計画通りに実施されれば、当該地域における貴重な鳥類の生息環境の消失や渡り鳥の飛翔ルートへの攪乱または消失といった甚大な影響が生じることは避けられません。

従って私どもは、環境大臣から、これらの鳥類の生息環境保全の観点に基づいて、対象事業の白紙撤回を検討するよう事業者に対し勧告して下さること、並びに北上高地における累積的環境影響の回避に向けて具体的な取り組みを行うよう岩手県、盛岡市、宮古市および事業者に対して指導して下さいよう強く要望いたします。

2. 要望の背景

(1) 当該地域は、多数の鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっており、周囲には盛岡市小貝沢鳥獣保護区や同特別保護地区、区界高原自然環境保全地域、早坂高原青松葉山の生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)、北上高地緑の回廊、保安林など、自然環境や自然景観の保全に関わる様々な地域指定の網もかかっています。また、少し範囲を広げると、貴重な自然環境の宝庫である早池峰国立公園や外山早坂県立自然公園なども存在します。さらに、環境省は環境アセスメントデータベース(EADAS)の「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」で岩手県の北上高地全体を注意喚起レベルA3に指定しております。このような地域に大規模な風力発電施設が建設されれば、貴重な自然環境、特に鳥類の生息環境への影響は重大で、バードストライクの発生や、周辺を含む広大なエリアから希少猛禽類などの大型鳥類が排除されることも危惧されます。

(2) 岩手県には我が国に生息するイヌワシの20%ほどが生息しており、特に北上高地はイヌワシの生息適地として日本国内に残された数少ない貴重な地域となっています。イヌワシは環境省の「レッドリスト」では絶滅危惧IB類に、岩手県の「いわてレッドデータブック」ではAランクに、文化財保護法においては国の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律においては国内希少野生動植物種に指定されています。当会のこれまでの観察でも当該事業地域を含む広いエリア内には複数のイヌワシのペアが繁殖しており、餌場(狩り場)としての利用頻度が極めて高い地域です。このような地域に大型風力発電施設を建設することは、イヌワシの繁殖行動に多大な影響を与える恐れがあります。かつてイヌワシの定常的な採餌適地であった盛岡市玉山地区の天峰山付近の地域では、姫神ウインドパークの稼働後にイヌワシの姿が見られなくなりました。風力発電施設の稼働に伴ってイヌワシの生息地が消失した事例は岩手県内の他の地域でも起こっております。

また、今回の方法書の図面の通りに風力発電装置が設置されると、当該事業予定地域の山の尾根に最大高度178.5mの3枚羽根型の風車11基が林立することになります。この高度はこれまでの種々の研究結果によりイヌワシの生息における主な利用高度とされる高度帯とほぼ重なることが知られております。また既存の3枚羽根型の風車が頻繁にバードストライク・バットストライ

クを起こしていることは過去の膨大なデータにより明らかになっておりますし、既存の風力発電施設において、ブレード塗装やシール貼り付け等の対策が、希少猛禽類のバードストライク防止にあまり有効でないことも既に実証されております。従って、このような事業計画のままでは、施設の稼働に伴いイヌワシのバードストライク発生の可能性が高まります。イヌワシの生息環境保全のためには、営巣地や狩場に近接する地域を「十分な広がりのある3次元の空間」として保全しなければならず、その地域周辺の広い範囲で風力発電施設の建設を是非とも避けていただく必要があります。希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難な課題であり、現段階ではその解決のための適切な方策が確立されているとは言えません。

(3) 日本列島はシベリアやアラスカからオーストラリアに至る「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ (EAAF)」のほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖、冬鳥の越冬等が観察されます。さらに近年の鳥類調査技術の飛躍的な進歩に伴い、それまでに知られていなかった渡り鳥の飛翔ルートなどが次々に解明されるようになりました。実際に渡り鳥に発信機を装着して追跡する最新の調査技術により、北上高地や三陸沿岸部がガン・カモ類やハクチョウ類の春と秋の渡りの主要なルートであることや、多くの渡り鳥が夜間にも渡りをしていることなどが明らかになっております。私どもは2023年11月14日に区界高原においてヒシクイの群れの渡りを観察しております。また、本州では非常に珍しくなったオオジシギの繁殖も区界高原では毎年確認されております。オオジシギは環境省のレッドリストでは準絶滅危惧 (NT) に、いわてレッドデータブックではBランクに指定されており、(公財)日本野鳥の会が2016年に実施した全国オオジシギ生息調査の結果でも、本州での生息数の減少が顕著であることにより、生息地の保全は喫緊の課題とされております。そしてオオジシギはその習性により風力発電施設でのバードストライクの可能性が特に高いとされており、実際に福島県内の風力発電施設で衝突が確認されています。さらに当該地域には多種多様な小型鳥類の大群の渡りも見られますが、その実態についてはまだ不明な点が数多く存在します。方法書の中ではミゾゴイ、ブッポウソウ、アカモズ、チゴモズなどが重要な野鳥種として挙げられておりますが、これら以外にも保護すべき希少な鳥類は数多く存在します。風力発電施設の稼働に伴うバードストライクにより、多数の鳥類が命を落としていることはこれまでに世界各地で多数報告されておりますし、コウモリ類の衝突事故であるバットストライクも注目されております。

(4) 風力発電施設によるシャドーフリッカーや、風切音による騒音や低周波音の発生は、近隣住民の生活環境の悪化にとどまらず、当該地域の鳥類の生息環境にも大きな影響を与える可能性があります。対象事業計画においてはこれらの事柄と近隣の住居等に関する配慮は見られるものの、例えば「風車の影や騒音が特に夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類を含む多くの野鳥の生息にどのような影響を及ぼすか」や「騒音や低周波音が夜間に行動する鳥類の生息にどのような影響を及ぼすのか」というような調査は全く行われておりません。また、今後それらの観点に基づいて追加調

査を実施するか否かについても明らかではなく、このままでは環境影響評価として不十分であると考えざるを得ません。

(5) 今回事業者の公表した方法書の中では、風力発電施設の建設や稼働に不可欠な大型機材等を運ぶ輸送経路が示されております。しかしこれらの輸送経路の近隣にもイヌワシの生息地が複数存在しておりますので、それらの道路の新設や補強・拡幅工事、あるいは資材の輸送のための通行に伴う騒音などにより付近のイヌワシの繁殖が阻害される可能性があります。しかし、そのような観点からの輸送道路の適否の選択、あるいは輸送道路に関する環境影響調査などの点が明らかにされておられません。また、風力発電施設から電力会社の高圧配線に接続するための変電施設建設や配電線敷設工事などについても現段階では計画の中に全く示されておられません。これらがいずれも風力発電施設に付随して必須な施設である以上、それらの工事区域の周囲を含む地域をきちんと環境影響評価の対象としてイヌワシの保護に万全を期すべきであると考えます。

(6) これまでの多くの風力発電事業計画に対する環境大臣勧告や経済産業大臣勧告では、しばしば「事後調査及び環境監視強化」を求める事例が多く見受けられます。しかし、自然環境保全の措置を事後調査に委ねることは問題の引き伸ばしに過ぎませんし、その事後調査の結果さえも「不確実性」というような曖昧な言葉で有名無実化される可能性が感じられます。風車の稼働後に仮に希少鳥類のバードストライクや生息地忌避等の問題が発生しても、それに対する適切な鳥類保護対策を取ることは困難であり、結局は問題が解決されずに事業が継続されることに繋がりがねません。

(7) 風力発電施設が鳥類の生息環境に及ぼす影響を適正に予測・評価することは、その地域における希少鳥類や渡り鳥の生息環境の保全にとって極めて重要であり、そのためには、近隣で稼働する他の風力発電施設や進行中の他の事業計画との「累積的環境影響」を適切に評価することが不可欠となります。対象事業計画の周囲には既に他の事業者による「(仮称) 蕨川地区風力発電事業計画」、「(仮称) 盛岡蕨川風力発電事業計画」、「(仮称) 宮古岩泉風力発電事業計画」が存在し、さらに近隣には「姫神ウインドパーク」が現在、稼働しております。また、少し区域を広げると「袖山高原風力発電事業」が既に稼働しており、その北側にはさらに多くの風力発電事業計画の予定地が並んでいます。当該地域の北東部に目を向ければ「SGET 岩泉ウインドファーム事業」の建設工事が、まさに開始されようとしており、仮に、当該事業計画を含むこれらの風力発電事業や事業計画が全て稼働することになれば、岩手県の北上高地を東西南北と縦横に連なる風力発電施設の長大な壁が生じることになり、鳥類の生育環境に及ぼす累積的環境影響は計り知れないものになると懸念されます。

これまで、国内の様々な風力発電事業計画に対する環境大臣意見では、「累積的環境影響」の評価の実施を事業者側に求め、今回も「累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設等の配置等を検討すること」により地域全体の環境影響の低減を図ることを事業者に対して求めております。しかし、今回の方法書の中では、近隣の他の事業者の事

業実施計画や事業区域が一覧表と地図で示されるのみでそれ以上の記述はなく、北上高地で繁殖する夏鳥や越冬する冬鳥の、生息環境や渡り鳥の渡来コースを確保するために隣接する他事業者の風力発電事業との間にどの程度の距離が必要かなどについて、事業計画を進める上での「累積的環境影響」への配慮の必要性は述べられておりません。事業者間に企業秘密の保持や競争などが存在する以上、累積的環境影響に係る調整を事業者に委ねることは難しい面があり、そのために累積的環境影響評価の内容が近隣の他事業計画の名称・予定地域・計画規模を記述する程度のおざなりなものに留まっていることは否めません。風力発電施設の建設を地域の自然環境に影響を与えないような形で導入するには、累積的環境影響評価の適切な実施による影響の回避・低減策の策定は不可欠です。

今日の我が国では再生エネルギー資源開発の必要性が喧伝されており、私ども日本野鳥の会は、今後の日本のエネルギー資源として、風力や太陽光等の自然エネルギーを積極的に利用する方針については基本的に賛成しております。しかし、再生エネルギー資源開発のための事業であってもそれが自然環境を損ねては本末転倒であり、結果的には地元住民の健康的な生活環境を損なうことにも繋がります。昨年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」においても、「自然環境の保全に支障をきたす形での再生可能エネルギーの導入を防」ぎ、また「再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による生物多様性への悪影響を防」いで、気候変動対策と生物多様性保全のシナジーを強化していくことが述べられており、それが行動目標 2-4 として示されていることから、前述の対応を求め、要望するものです。

以上